

## 二級建築士・木造建築士の登録等について

免許証の交付には、通常2か月程度かかりますのでご了承ください。特に平成24年1月12日から3月末の申請の場合は免許証の交付は6月以降になりますので、登録・免許証交付を希望される方は、平成24年1月11日（水）までに申請をお願いします。

平成23年11月30日 改訂版

香川県土木部建築課建築指導室

### 受付窓口

○二級建築士・木造建築士の登録は香川県が行いますが、申請書等の受付事務及び免許証の交付事務は社団法人香川県建築士会で行っています。

○申請・届出は原則として本人が行ってください。本人であることを証明する書類（運転免許証等）を提示していただきます。

### 社団法人香川県建築士会

高松市天神前6-34 村瀬ビル2階 電話 087-833-5377

受付時間 9:00～12:00 13:00～17:00（土日祝日、年末年始等を除く）

## I 免許申請について

### 1) 準備するもの

	項目	入手先等
1	申請様式 申請書・写真票・ 住所等届	香川県建築指導室ホームページからダウンロード又は社団法人香川県建築士会で受け取り
2	写真2枚	申請前6か月以内に撮影した無帽・無背景で縦4.5cm横3.5cm（パスポートサイズ）の写真を2枚（同じもの）。裏面に氏名・撮影年月日を記載のこと。本人が確認できる鮮明な写真（証明用写真として撮影されたものにしてください。自身でプリントする場合は写真専用紙を使用したものに限りません。）
3	戸籍抄本	本籍地の市区町村役場。発行後6か月以内のもの。
4	登記されていないことの証明書	法務局（香川県内では高松法務局本局のみ） *東京法務局では郵送による申請ができます。 「成年被後見人、保佐人とする記録がない。」旨の証明を受けてください。発行後6か月以内のもの。
5	香川県収入証紙	19,200円分を証紙売りさばき所で購入してください。（窓口の香川県建築士会でも販売しています。）
6	合格通知書	設計製図の試験後に財団法人建築技術教育普及センターから郵送されたはがき等

2) 申請時に必要な書類

①二級・木造建築士免許申請書（第1号様式）

写真1枚及び19,200円分の香川県収入証紙を所定の欄に貼りつけてください。

②戸籍抄本

③登記されていないことの証明書

④二級・木造建築士住所等届

⑤写真票（様式）

①にはり付けた写真と同じ写真を貼ってください。

はり付けた写真を免許証に転写します。

⑥合格通知書

⑦本人であることを証明する書類

窓口で確認しますので運転免許証等をお持ちください。

3) 注意事項

- 欠格事由に該当する方は免許が受けられません。
- 平成21年4月1日申請分から携帯型免許証に様式変更されました。
  - 1 免許証の効力は従来のA4賞状型のものと同じです。
  - 2 **作成に時間がかかります（通常2か月程度）** のでご了承ください。特に1月12日から3月末の申請の場合は免許証の交付は6月以降になりますので、試験合格後登録を希望される方は、**平成24年1月11日（水）**までに申請をお願いします。

## II 登録事項変更届・書換え交付申請書について

### 1 概要

免許証の登録事項（氏名・生年月日・性別）に変更があった場合には変更の日から30日以内に登録事項変更届を提出してください。

氏名・生年月日の変更の場合はあわせて書換え交付申請が必要です。

### 2 必要な書類

①二級・木造建築士登録事項変更届・書換え交付申請書（第3号様式）

②写真票（様式）

③二級・木造建築士住所等届

以上の①～③は香川県建築指導室のホームページからダウンロードするか香川県建築士会で配付を受けてください。

④戸籍抄本

変更事項が確認できるもの

⑤二級・木造建築士免許証（現在交付されているもの）原本とその写し

⑥写真2枚

・申請前6か月以内に撮影した無帽・無背景で縦4.5cm横3.5cm（パスポートサイズ）の写真を2枚（同じもの）準備し、裏面に氏名・撮影年月日を記載してください。

・本人が確認できる鮮明な写真（証明用写真として撮影されたもの）にしてください。自身でプリントする場合は写真専用用紙を使用したものに限りです。

・①及び②の所定の欄にはり付けてください。

⑦香川県収入証紙

5,900円分を証紙売りさばき所で購入し、①にはりつけてください。

受付窓口の社団法人香川県建築士会でも購入できます。

\*性別のみ変更の場合は①・③・④を提出してください。

### 3 注意事項

平成21年4月1日申請分から携帯型免許証に様式変更されています。

○ 免許証の効力は従来のA4賞状型のものと同じです。

○ **作成に時間がかかります（通常2か月程度）のでご了承ください。特に1月12日から3月末の申請の場合は、免許証の交付が6月以降となる場合があります。**

○ 現在交付されている免許証は窓口で確認後、いったんお返しします。新免許証交付時にご持参ください。

### Ⅲ 再交付申請について

#### 1 概要

免許証を汚損・紛失し再交付が必要な場合は再交付申請をしてください。

#### 2 必要な書類

①二級・木造建築士免許証再交付申請書

②写真票

③二級・木造建築士住所等届

以上の①～③は香川県建築指導室のホームページからダウンロードするか香川県建築士会で配付を受けてください。

④汚損した二級・木造建築士免許証

⑤写真2枚

- ・申請前6か月以内に撮影した無帽・無背景で縦4.5cm横3.5cm（パスポートサイズ）の写真を2枚（同じもの）準備し、裏面に氏名・撮影年月日を記載してください。
- ・本人が確認できる鮮明な写真（証明用写真として撮影されたもの）にしてください。自身でプリントする場合は写真専用紙を使用したものに限りです。
- ・①及び②の所定の欄にはり付けてください。

⑥香川県収入証紙

5,900円分を証紙売りさばき所で購入し、①にはりつけてください。

受付窓口の社団法人香川県建築士会でも購入できます。

#### 3 注意事項

平成21年4月1日申請分から携帯型の免許証に様式変更されています。

- 免許証の効力は従来のA4賞状型のもと同じです。
- **作成に時間がかかります（通常2か月程度）のでご了承ください**  
**特に1月12日から3月末の申請の場合は、免許証の交付が6月以降となる場合があります。**

## IV 携帯型免許証への変更手続きについて

### 1 概要

平成21年4月1日申請分から、香川県知事が発行する二級・木造建築士免許証が携帯型に変更になりました。従来の賞状型の免許証をお持ちの方で、携帯用の免許証への書換えを希望される方は交付申請をしてください。

### 2 必要な書類

①二級・木造建築士免許証交付申請書（携帯型免許証への書換え申請用）

②写真票

③二級・木造建築士住所等届（住所等に変更があった場合）

④二級・木造建築士免許証（現在交付されているもの）原本とその写し

⑤写真2枚

- ・申請前6か月以内に撮影した無帽・無背景で縦4.5cm横3.5cm（パスポートサイズ）の写真を2枚（同じもの）準備し、裏面に氏名・撮影年月日を記載してください。

- ・本人が確認できる鮮明な写真（証明用写真として撮影されたもの）にしてください。自身でプリントする場合は写真専用紙を使用したものに限りです。

- ・①及び②の所定の欄にはり付けてください。

⑥香川県収入証紙

5,900円分を証紙売りさばき所で購入し、①にはりつけてください。

受付窓口の社団法人香川県建築士会でも購入できます。

### 3 注意事項

○ 従来のA4賞状型のものも従来どおり免許証として有効です。

○ 書換え申請をする場合、従来の免許証は返却していただきます。

申請時に窓口で確認後いったんお返ししますが、新免許証の受け取り時に提出していただきます。

○ **作成に時間がかかります（通常2か月程度）** のでご了承ください。  
**特に1月12日から3月末の申請の場合は、免許証の交付が6月以降となる場合があります。**

## V 住所等届について

### 1 概要

住所・勤務先等に変更があった場合は提出してください。

### 2 必要な書類

二級・木造建築士住所等届

※平成21年4月1日から様式を変更しました。(はがきサイズ→A4版)

## VI 免許取消申請について

### 1 概要

免許の取消しを申請する場合に提出してください。

### 2 必要な書類

①二級・木造建築士免許取消申請書

②二級・木造建築士免許証

## VII 死亡届について

### 1 概要

二級、木造建築士が死亡した場合、その相続人は、死亡の事実を知った日から30日以内に提出してください。

### 2 必要な書類

①二級・木造建築士死亡届

②戸籍謄本等死亡の事実を確認できる書類

③二級・木造建築士免許証

## VIII 後見・保佐開始審判届について

### 1 概要

二級・木造建築士が後見開始または保佐開始の審判を受けた場合、成年後見人又は保佐人はその審判の日から30日以内に次の書類を提出してください。

### 2 必要な書類

①二級・木造建築士に係る後見・保佐開始審判届

②後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する登記事項証明書

③二級・木造建築士免許証

## **Ⅸ 欠格事由該当届について**

### 1 概要

二級・木造建築士が、禁錮以上の刑に処せられた場合や建築士法に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた場合は、本人が刑の確定の日から30日以内に次の書類を提出してください。

### 2 必要な書類

- ①二級、木造建築士欠格事由該当届
- ②欠格事由に該当する事実を証明する書類
- ③二級・木造建築士免許証

## **Ⅸ 失踪宣告届について**

### 1 概要

二級・木造建築士が、失踪宣告を受けた場合、戸籍法による失踪の届出義務者は失踪宣告の日から30日以内に次の書類を提出してください。

### 2 必要な書類

- ①二級・木造建築士失踪宣告届
- ②戸籍抄本
- ③二級・木造建築士免許証

## **Ⅹ 罰 則**

平成19年6月20日施行の建築士法改正により、Ⅵ（死亡届）・Ⅶ（後見・保佐開始審判届）・Ⅷ（欠格事由該当届）の届出を怠った場合の罰則の規定が設けられました。（10万円以下の過料）